

家庭相談員における「働きかける」機能の研究

—家庭相談の基盤と専門性に着目して—

○ 県立広島大学 田中聡子 (006587)

キーワード：家庭相談員 子育て支援 相談援助

1. 研究目的

本研究の目的は、市町村における家庭児童相談の実情を把握し、子ども虐待やひとり親家庭の貧困問題など今日的な子ども家庭福祉の問題に対して家庭児童相談がどのような機能を発揮できるかを検討することである。

家庭児童相談とは1964年に「家庭における適正な児童養育，その他家庭児童福祉の向上を図るため，福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するために」福祉事務所に設置されたものである。法律的根拠は社会福祉事業法である。当初，家庭児童相談室が設置され，家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行なう職員として，家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(以下「家庭相談員」という。)を配置することとされた。市町村福祉事務を行うのが社会福祉主事，相談業務を行うのが家庭相談員であった。相談業務を担う家庭相談員の要件は「都道府県又は市町村の非常勤職員とし，人格円満で，社会的信望があり，健康で，家庭児童福祉の増進に熱意をもつもの」とされ，福祉相談の専門資格が要件ではない。相談内容は時代とともに変化している。特に，1990年代後半以降の慢性的な経済不況などの社会経済的な影響を受け，ひとり親世帯の増加，若年世帯の貧困，養育能力の低下や親のコミュニケーション力や家族関係の不調などの問題が顕著になり，児童虐待が増加していった。2004年に児童福祉法の一部を改正する法律が制定され，市町村に家庭相談だけでなく，児童虐待の窓口および対応が義務づけられた。しかし，担当部署やどんな専門性のある人が虐待対応や養育困難な家庭の相談及び直接的な対応を担うのか，それぞれの市町村に任せられた。多くの市町村では虐待対応の業務を家庭相談員が担うことになった。また，家庭相談員が第一義的な虐待対応窓口ではなくても，子ども虐待対応に関わるネットワークである要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という）の事務局を担当する場合や通常の相談業務において虐待対応の職員との連携は求められるようになっていくと推察される。

2. 研究の視点および方法

市町村福祉事務所における家庭相談員の処遇および業務実態と家庭相談機能に着目する。研究方法は都道府県を除いた福祉事務所の家庭相談員を対象にした質問紙調査の結果を用いる。調査期間は2021年8月30日から9月30日，配布数1045，回収数381（回収率36.5%）である。分析はエクセル2016およびSPSS Statistics V22.0を使用した。

3. 倫理的配慮

研究は「個人情報保護に関する法律」、日本社会福祉学会が定めている研究倫理規程を遵守している。調査実施に関しては県立広島大学研究倫理審査委員会の研究倫理審査の承認（第21MH005号）を得て実施した。調査方法は、無記名式であり調査結果は数値で表現され、回答者が特定されたり個人情報が開示されたりすることはないことを文章で説明し、実施した。なお、本研究は科学研究費助成事業基盤研究(C)「18K 02111（代表：田中聡子）『重要な他者』に着目した母子家庭の貧困克服プログラム開発」の一環として実施した。

#### 4. 研究結果

回答者の福祉事務所設置自治体は市84.5%、政令市の区福祉事務所10.8%、特別区1.8%、町2.9%である。年齢の平均値は55.2歳である。60歳以上が44.4%になっている。家庭相談員としての経験年数の平均値は6.6年、相談業務の経験年数の平均値は10.0年である。正規雇用は17.5%、非正規雇用は82.5%である。保有資格は「教員」40.4%、「保育士」27.2%、「幼稚園教諭」21.4%、「社会福祉主事任用資格」21.2%、「社会福祉士」17.0%、「その他」36.2%である。保有資格と家庭相談員の経験年数をクロス集計したところ、「教員格」のみ有意差があった。「教員」は、他の保有資格に比べて家庭相談員としての経験年数は短い傾向がある。年齢と保有資格のクロス集計では、「社会福祉士」や「社会福祉主事任用資格」は40歳未満が他の保有資格と比べて高い。これに対して「教員」は61.4%が60歳以上になる。休日・夜間対応をしているのは22.1%である。要対協事務局を担っているのは71.4%になり、実務者会議に事務局として62.1%が参加している。業務として主に担当しているのは、「要支援・要保護児童への直接的支援」68.4%、「子育て全般の相談」63.3%、「虐待対応」62.2%、「要支援・要保護児童への間接的支援」59.3%であった。保護者支援において「親の話をじっくり聞くようにしている」は全回答者が実践している一方で「自分の支援がこの方法で良いのか迷う」は82.1%、「家事や育児に対して提供できる直接的なサービスがなく困る」63.6%、「経済的な問題を解決する手段がなく困っている」49.9%である。

#### 5. 考察

子ども虐待対応窓口および第一義的な対応が法制化されたことを背景として家庭相談員の主な業務は子ども虐待対応となっている。直接的な介入など高度な知識やスキルが求められる。要対協の事務局を家庭相談員が担当し、直接対応も行っている実態が把握された。しかしながら、従業上は非正規雇用が多く、休日・夜間の対応はなく、別の職員が対応している。支援の基盤に課題があり、福祉の専門職配置も進んでいないことも明示された。課題解決のための提供サービスの不足、経済的支援の不足などの場合、既存の社会資源だけでなく、環境へ「働きかける」こと、制度や施策へ「働きかける」専門的な視点が必要と考察した。